

令和6年度事業計画

(1) 総括

公益財団法人群馬県建設技術センターは、県や市町村の公共土木事業の執行を補完・支援することを目的に1986年6月に財団法人として発足しました。その後、法人制度改革に伴い、2012年4月に公益財団法人に移行しました。

引き続き、公益目的事業として、研修・講演事業、技術支援事業、行政事務支援事業、社会資本メンテナンス事業、社会貢献事業、及び材料試験事業の6事業、並びに、収益事業として、建築・住宅関連事業の1事業を受託・実施して参ります。

また、各事業を適正・着実に実施し、お客様に「満足して・喜んで・安心して」いただけるよう、当センターの理念である「確かな技術力で応える持続可能な組織」を目指し、人材育成の強化（技術力の向上）とDXの加速（事務の合理化・効率化）を図ります。

令和6年度の主な事業は次のとおりです。なお、建築・住宅関連事業のうち、建築確認検査業務、適合証明業務並びに性能評価業務につきましては、令和6年度をもって終了を予定しています。

公益目的事業

1) 研修・講演事業 28,400 千円

建設技術者研修として、県や市町村職員を対象とし、基礎研修から専門研修まで、多様な研修（26講座）を開催します。併せて、社会情勢の変化に対応するため、オンデマンド動画やeラーニングを活用した研修事業のDXに取り組みます。

また、特別企画事業として、県や各種団体と連携し、県内の建設事業に携わる技術者や一般県民の皆様に、公共事業に関する話題を取り上げた講演会や研修会等を実施します。

2) 技術支援事業 255,095 千円

県が発注する公共工事の積算業務（土木2件）、並びに、市町村が発注する公共工事の積算業務（土木20件・建築2件）、施工管理業務（土木20件・建築2件）、完成検査業務（建築1件）などを実施します。

また、台風・集中豪雨・地震等の自然災害に対し、県及び市町村から技術職員の派遣要請、あるいは技術協力等の要請があった場合は、必要な技術支援を実施します。

3) 行政事務支援事業 67,783 千円

建設相談事業では、調査、設計、積算、施工、FM等に関する土木関係や建築関係の相談に対し、技術的アドバイス等を実施します。新規メニューとして、市町村のまちづくりの課題を解決するため、都市計画支援業務（1件）を実施します。

公共施設点検では、県を退職した土木技術者OBに参加・協力をいただき、「愛着施設見回り隊」が、道路や河川施設の点検・報告を行い、土木事務所の維持管理業務を支援します。また、市町村から要請があった場合、「災害復旧アドバイザー」を派遣し、被災直後の初動対応（現地調査や復旧工法の提案など）を支援します。

土木技術スキルアップ研修では、技術者不足に苦慮する市町村から長期研修生を受け入れ、1年間にわたる体系的な研修により実務を学んでいただき「一人前の土木技術職員」に育成します。

その他の行政事務支援としては、県土整備部の基準通知管理システム保守業務、設計積算システムの貸出、工事検査機器（鉄筋探査機、簡易支持力測定器、簡易支持力試験器）の無料貸出などを実施します。

4) 社会資本メンテナンス事業 379,689 千円

市町村における道路施設の予防保全型メンテナンスサイクルを促進するために、橋梁の道路施設定期点検業務（13件、812橋）、橋梁長寿命化修繕計画の更新業務（9件）を実施します。

また、市町村が管理する公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うFM（ファシリティマネジメント）を支援するために、公共施設等個別施設計画改訂支援業務など（3件）を実施します。

5) 社会貢献事業 2,300 千円

産学官連携事業として、建設業の担い手確保の支援をするため、県内の土木系高校生（7校200名程度）を対象とし、資格取得支援講座（2級土木施工管理技術検定）及び移動式クレーン運転技能講習会を実施します。

また、県民に土木・建築施設の重要性・必要性を理解していただくための周知活動として、土木遺産親子バスツアーを実施します。

6) 材料試験事業 52,827 千円

建設工事における第三者試験機関として、コンクリート試験（7,000件）、金属材料試験（1,100件）、アスファルト試験（1,100件）、土質・骨材試験（530件）を、公正で公平な立場で実施し、建設資材の適正な品質の確保に努めます。

収益事業

1) 建築・住宅関連事業 39,667 千円

建築基準法に基づく「指定確認検査機関」として、建築確認審査・検査業務（709件）を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の「証券化支援事業（フラット35）の検査機関」として、適合証明業務（80件）などを実施します。

また、住宅瑕疵担保履行法に基づく保険法人からの住宅瑕疵担保責任保険に係る受託業務（2,160件）、住宅品質確保・建築物省エネ法・長期優良住宅普及促進法等の各法令に基づく住宅の性能に係る評価・審査（12件）を実施します。